daily コラム

2025年9月2日(火)

〒308-0842 茨城県筑西市一本松 624-3

税理士法人和敬会筑西事務所 TEL 0296-22-3689 FAX 0296-25-0627

Email tfc@wakei-kai.com

令和7年4月開始事業年度から導入 イノベーション拠点税制

日本の知財収入は増加傾向も弱点あり?

日経新聞によると、日本の国際収支統計における知的財産等使用料の黒字額は、この 20 年間で 21 倍に増えたとのことです。ただ、内容を見ると素直に喜べない部分もあります。この使用料は、「産業財産権等(特許権等)」と「著作権等」の収支の 2 つに分類されますが、後者は赤字。また、産業別に見ても自動車製造業 46%、医薬品製造業19%と一定の業種に限られている印象です。

また、自動車製造業の場合、日本で開発 した親会社の技術を海外子会社が使う「親 子会社取引」が87%を占め、外部企業から の収入は伸び悩んでいるとのことです。

令和7年からイノベーション拠点税制導入

日本では、イノベーション拠点税制(日本版イノベーション・ボックス税制)が、令和7年4月から導入されています。これは、日本を開発拠点とする「立地競争力」を強化し、「無形資産への投資」を促進するため、国内で自ら行う研究開発により生じた知財収入に対する優遇税制です。

〈制度の概要〉

青色申告法人が、令和7年4月から令和 14年3月までの間(7年間)に開始する各 事業年度において、特許権等譲渡取引を行 った場合には、その特許権譲渡取引等に係る所得金額を基礎として計算した金額の合計額の30%に相当する金額を損金算入(所得控除)ができます。

〈特許権等譲渡取引〉

対象となる「特許権等譲渡取引」とは、次 のものをいいます。

取引	取引相手
特定特許権等の譲渡	居住者・内国法人
	(関連者を除く)
特定特許権等の貸付	他の者
け(ライセンス所得)	(関連者を除く)

「特定特許権等」とは、令和6年4月以後 に取得した次のものをいいます。

- ① 特許権
- ② 人工知能関連技術 (AI) を活用した 著作権で一定のもの

所得控除額は、次に算式によります。

〈算定式〉

知財由来の所得×自己創設比率×30%

当期所得金額の30%が損金算入の限度となります。自己創設比率割合は、企業が主に「国内で」「自ら」行った研究開発の割合として一定の算式で求めたものになります。



ガイドライン をよく研究し ましょう!